

雇用環境整備／適正事業者認定（公開版）



適正事業者番号	No. 10-B-2026012101（第Ⅱ種：障害者雇用）
事業者名	公益財団法人 がん研究会
所在地	東京都江東区有明3-8-31
電話番号/FAX番号	03-3570-0398 / 03-3520-0141
ホームページアドレス	http://www.jfcr.or.jp/
代表メールアドレス	jinjikousei@jfcr.or.jp
認定年月日/認定有効期限	認定 2021年2月1日 / 認定有効期限 2027年3月31日
雇用環境整備問合せ窓口	人事部 西田 尚美

<input checked="" type="checkbox"/>	法人格を有する組織で法務省または法務局への法人登記がなされている企業・団体等
<input checked="" type="checkbox"/>	設立から満12ヵ月を経過している
<input checked="" type="checkbox"/>	直近3年間、労働基準法・職業安定法等の法令に重大な違反をしていない
<input checked="" type="checkbox"/>	役員を除く雇用労働者が1名以上いる組織。なお、雇用労働者とは賃金を支払い職務に従事させている者を指し、正規雇用以外に派遣社員・パート・アルバイト等も含む
<input checked="" type="checkbox"/>	育児者・障害者・エイジレスの雇用環境整備の推進に関して本機構事業に賛同し、当該対象者の雇用実施実績又は実現を目指し、将来にわたり雇用環境整備の推進・継続の意思を有している
<input checked="" type="checkbox"/>	今回申請する認定種目に対応できる雇用環境整備士資格者が、社員100人に1人以上の割合で社内に設置されている
<p>設置されている雇用環境整備士名（認定時点）</p> <p>岩瀬 政子（Ⅱ種）・相馬 大地（Ⅱ種）・鈴木 瑠維（Ⅱ種）・西田 尚美（Ⅱ種）・辻 紫乃（Ⅱ種）</p>	

【調査項目（第Ⅱ種：障害者雇用）】

産業分類（業種）	医療業			
事業内容	がん専門研究機関として、研究部門と病院を備え、体系的がん研究と先進的がん医療の推進を通じ、革新的ながん医療やがん予防の開発をおこなっている。			
事業所における従業員数(役員を除く)	2341 名			
総事業所における従業員数(役員を除く)	2341 名			
従業員数				
2021年1月現在	合計	男性	女性	
全従業員	2347	728	1619	
内訳	正社員	1657	430	1227
	パート・アルバイト	46	15	31
	契約社員	624	281	343
	派遣社員	20	2	18
従業員平均年齢	40 歳			
加入保険	雇用・健康・厚生・労災保険			
雇用環境整備士の設置状況	第Ⅰ種資格者（ 4 ）名、 第Ⅱ種資格者（ 5 ）名、第Ⅲ種資格者（ 4 ）名			

【障害者の雇用環境整備への取り組み全般について】

1. 取り組み、活動にいたる経緯・課題・目標

① 経緯

以前は職員が疾病にかかって障害認定を受けた、あるいは採用した職員がたまたま障害者手帳を持っていた、という雇用だけで、5年前は雇用率が0.9%、法定雇用数18名に対して雇用数は9名（9名不足）という状況であった。そのため状況を改善すべく雇用環境整備に着手した。

② 課題

業務内容によっては他部署への配置（派遣）をおこなっているが、他部署での職員は障害特性に応じた対応ができないもしくは困難と感じている方も多く、障害者への理解や対応力を備えていきたい。

③ 目標

平成28年度にて法定雇用率を達成できた。今後も積極的に採用を続けるにあたり、対応できる職員を増やし、採用人数を増やしたい

2. 具体的な取り組み、仕組みや工夫について

雇用率の維持、当会内での作業場所の拡大（看護部のみではなく、他部署への派遣）
マニュアルを確認しながら自立した作業が一人で行える（一職員としての意識）

3. 取り組み、活動により得られた成果（どのような変化に結びつき、効果をあげたか）

一人一人が連携を取り合うこと、それぞれの得意分野での作業分担を行い、作業が迅速におこなえることにより、多くの作業を請け負うことができるようになった。作業を一緒に行う中で障害者への理解、作業能力を理解する機会も増え、多くの方に障害者雇用を理解してもらえる結果となっている。

4. 今後の計画（取り組みの予定を可能な範囲で）

積極的な採用活動、雇用率の確保

さまざまな特性と業務とのマッチングを図り、個々の職員が安定した就労、それぞれの部署で業務に貢献できるようにサポートしていきたい。

【雇用環境整備士・認定制度関連】

・ 第Ⅱ種整備士の活動状況
障害者採用担当者は年度内の整備士の取得を促す
・ 雇用環境整備士単位取得制度を活用している第Ⅱ種整備士の有無
有 (最多単位取得者 3 単位) ・ 無
・ 雇用環境整備士は社内でのどのような評価をされているか
資格取得開始3年目の為、職場内の評価は得られていないが、今回の申請により理解と協力を得るように周知する。
・ 雇用環境整備士以外の専門家の設置状況
ジョブコーチ 障害者生活相談支援員、産業医
・ 雇用環境整備適正事業者認定を受けている企業と取引があるか
ある ・ ない
・ 雇用環境整備適正事業者認定を受けている企業と取引が発生した場合に考えている事項はあるか
雇用促進の情報共有をおこないたい
・ 第Ⅱ種適正事業者認定を取得している派遣会社から人を採用しているか
雇っている () 名 ・ 雇っていない
・ 第Ⅱ種適正事業者認定を取得している人材紹介会社から人を採用しているか
採用している () 名 ・ いない
・ 障害者を受け入れる際に、第Ⅱ種適正事業者認定を取得している「派遣会社又は人材紹介会社」を優先して依頼・活用していきたい、という障害者雇用の意思はあるか
ある ・ ない

【企業方針・社内環境】

・ 障害者雇用優良事業所、障害者雇用促進企業等の認定を受けているか
取得済み (年 月) ・ 取得していない ・ 申請中
・ その他、障害者に向けた認定申請又は認定取得実績はあるか (具体的に)
なし
・ 事業者として障害者の採用についての知識又は制度としてどのようなものがあるか
配属部署に責任者を配置、配置された障害者の特性の理解、知識の共有を依頼
・ 障害者を採用するにあたって雇用環境整備されている特記事項 (採否基準等)
作業能力よりもコミュニケーション、対話重視の採用

・障害者を採用した後に雇用環境整備されている特記事項（配属考慮や環境考慮の対策等）
特性に応じた部署の配置
・障害者雇用の実績 / 障害のある従業員数（現時点） / 障害者雇用率（現時点）*
雇用実績（ 30 ）人 / 障害者従業員数（ 22 ）人 / 障害者雇用率（ 2.5 ）%
・障害のある従業員の正社員/契約社員/派遣社員/アルバイト・パートの比率 *
正社員（ 18 ）% / 契約社員（ 18 ）% / 派遣社員（ 0 ）% / アルバイト・パート（ 64 ）%
・障害のある従業員の障害状況区分比率（*非公開可）
身体障害（ ）% / 精神障害（ ）% / 知的障害（ ）% / その他（ ）%
・「障害者雇用実績がない」又は「法定雇用率を満たしていない」場合、障害者の採用活動または障害者雇用促進のための取組み状況について
・障害のある従業員の管理職の数。全社員での割合/障害のある社員における割合（*非公開可）
名 全社員での割合：比率 % / 障害者社員における割合：比率 %（ 年 月現在）
・障害者の公私にわたっての相談窓口となる部署があるか、または整備士以外にキーパーソンはいるか。
有（部署名：人事部） ・ 無 / キーパーソンは いる ・ いない
・相談窓口は外部への漏えいがない設備完備又は場所であるか
ある ・ ない
・5人以上の障害がある従業員が働いている場合、障害者職業生活相談員を置いているか
いる ・ いない
・障害のある従業員に対し、個々の状況に合わせた配慮を行っているか
行っている
・障害のある従業員を採用するために雇用環境整備されている特記事項（施設、ツールなど）
マニュアルの作成、特性に応じた部署の配置、控室の設置
・障害者雇用に関する助成金、調整金等の受給実績はあるか（ある場合は具体的に）（*非公開可）
H28年度まで調整金を納入していたが、H29年度は雇用率が2.5パーセントに上昇し納入金なし
・本認定取得後3年間の障害者に向けた雇用環境整備の行動計画
当会内での障害者雇用の理解周知、勤務場所の拡大

【社内での取り組み】

・ダイバーシティ推進の取組の中に障害者雇用が含まれているか。
含んでいる ・ 含んでいない
・障害者に対する上司の理解と知識を向上するために、どのような取り組みをしているか
当会内で障害者が勤務している部署での定期的な訪問、振り返りを実施 個々の特性についての説明や業務指示の仕方のアドバイスやメンタル面のサポート
・障害者を雇用するにあたっての講習会・セミナーを、積極的に採用担当者や管理職社員に受講させているか
受講させている ・ 受講させていない
・障害者以外の社員に対する、障害に関する知識習得のための教育体制やセミナー等の実施状況
各部署で直接障害者の担当を行う方へのアドバイス
・障害のある従業員の悩み事に対応できる雇用環境整備士以外の専門スタッフを設置しているか
産業保健スタッフ ・ 相談員 ・ ジョブコーチ ・ その他（産業医） ・ 置いていない

【障害者への対応】

・障害者に不利益な取り扱いはないか。また不利益が発生しないようにどの様に努めているか。
なし：外部支援機関との定期的な振り返り 個々の業務状況の報告、改善を共有
・障害者労使について過去にあった特筆すべき事例（*非公開可）
なし
・障害者の通勤への特別な配慮はあるか（車通勤許可や迂回ルート利用許可など）（具体的に）
勤務時間の調整
・障害者の業務についての配慮はあるか？（仕事の種類、業務量、期限など）（具体的に）
障害特性に応じた作業指示の仕方、作業量、作業時間を個々に設定
・部署配属先の配慮はあるか（ある場合は具体的に。残業の少ない部署への異動を認める等）
一人での作業を主としている部署や、雑音の少ない部署への配置をそれぞれの特性に応じて配置
・障害者の転勤・出向・派遣先企業への対応はどうしているか
事例なし
・障害者に自宅での勤務対応を認めているか（ある場合は具体的に）
認めていない
・障害者の残業への特別な配慮はあるか
ある ・ ない

・ 障害者の欠勤への特別な配慮はあるか
<input checked="" type="radio"/> ある ・ <input type="radio"/> ない
・ 障害者の始業・終業時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度はあるか（時短制度）
<input checked="" type="radio"/> ある ・ <input type="radio"/> ない
・ フレックスタイム制度は導入されているか
いる ・ <input checked="" type="radio"/> いない
・ 障害者に所定労働時間を超えて労働させない制度や取り決めはあるか、また社規等に定めているか。
<input checked="" type="radio"/> ある ・ <input type="radio"/> ない / <input checked="" type="radio"/> 社規等で定めている ・ <input type="radio"/> 定めてはいない
・ 勤怠労務関連に関わらず、障害者への配慮・定着のための取組みを講じているか
<input checked="" type="radio"/> 講じている ・ <input type="radio"/> 講じていない
・ 障害のある従業員の平均勤続年数（*非公開可）
年
・ 障害者解雇の実績（ある場合はどのような背景でどのような経緯で解雇したか）（*非公開可）
・ 障害のある従業員の職業能力の開発及び向上のために情報提供を行っていることがあるか
外部のセミナー受講のすすめ
・ 社内でメンタルヘルス対策の整備はされているか（ある場合は具体的に。産業医の設置状況等）
支援機関や産業医との面談の実施、福利厚生契約機関との相談窓口の利用
・ 障害のある従業員と定期的なヒヤリングはしているか（している場合は月間回数など具体的に）
年2回個人での面談をおこなう
・ 障害のある従業員の通院のために通院のための休暇等の制度があるか（あるいは通院のための特別措置を取っている場合は詳しく）
<input checked="" type="radio"/> 行っている（有給休暇対応での優先取得、定期通院の把握） ・ <input type="radio"/> 行っていない
・ メンタルヘルスにより休職した社員のための復職復帰プログラムがあるか
<input checked="" type="radio"/> している ・ <input type="radio"/> していない
・ メンタルヘルスによる休職から職場復帰する際に業務内容や業務体制の見直しを行っているか
<input checked="" type="radio"/> 行っている ・ <input type="radio"/> 行っていない

【身体障害者を雇用している又は雇用する予定の場合】

・ 事業所には車いす用のトイレが設置されているか
<input checked="" type="radio"/> 設置されている ・ <input type="radio"/> 設置されていない ・ 障害者雇用の際には設置する予定
・ 下肢障害のある従業員のために設備の改修を行った実績はあるか。ある場合は詳しく。
<input checked="" type="radio"/> ある (新棟建設の際車いすトイレの増設) ・ <input type="radio"/> ない ・ 障害者雇用の際には設置する予定
・ 身体障害者が業務のパフォーマンスを上げるためのツール使用を認めているか (ある場合は具体的に)
<input checked="" type="radio"/> 認めている ・ <input type="radio"/> 認めていない ・ 障害者雇用の際には以下のツール使用を検討している 事務作業で使用する手作り補助具

【知的障害者を雇用している又は雇用する予定の場合】

・ 知的障害者がわかりやすいように作業スケジュールの掲示を行っているか
<input checked="" type="radio"/> 行っている ・ <input type="radio"/> 行っていない
・ 知的障害者がわかりやすいように作業の指示を行っているか
<input checked="" type="radio"/> 行っている ・ <input type="radio"/> 行っていない
・ 知的障害者の指導に関し、専任の指導者を置いているか
<input checked="" type="radio"/> 置いている ・ <input type="radio"/> 置いていない
・ 管理職は人間関係の処理が苦手な知的障害者への配慮や調整をしているか
<input checked="" type="radio"/> している ・ <input type="radio"/> していない

【精神障害者を雇用している又は雇用する予定の場合】

・ 日々の勤務態度や勤怠状況の変化を把握するために仕組み等を持っているか
<input checked="" type="radio"/> 持っている ・ <input type="radio"/> 持っていない
・ 職場内で怒号が飛び交うことがないような穏やかな環境が整っているか
<input checked="" type="radio"/> 整っている ・ <input type="radio"/> 整っていない
・ 精神障害者に対し、毎日声掛けを行っているか
<input checked="" type="radio"/> 行っている ・ <input type="radio"/> 行っていない
・ 管理職は精神障害者が疲れた様子ときは休ませるなどの対応をしているか
<input checked="" type="radio"/> している ・ <input type="radio"/> していない

【発達障害者を雇用している又は雇用する予定の場合】

・日々の勤務態度や勤怠状況の変化を把握するために仕組み等を持っているか
持っている ・ 持っていない
・口頭での指示の聞き取りが弱い発達障害者に対して、文書による指示などの対応を行っているか
行っている ・ 行っていない
・業務マニュアルを用意しているか
している ・ していない ・ 障害者雇用の際には用意する予定
・感覚過敏のある発達障害者への対応を行っているか（行っている場合は具体的に）
行っている ・ 行っていない ・ 障害者雇用の際には以下の対応を検討している 作業場所の確保

【聴覚・視覚障害者を雇用している又は雇用する予定の場合】

・聴覚・視覚障害者と意思伝達の方法や合図を取り決めているか（手話、メール、肩をたたく等）
決めている ・ 決めていない
・補聴器を着用している聴覚障害者のために静かな座席を用意しているか
している ・ していない ・ 障害者雇用の際には用意する予定
・視覚障害者がオフィス内を安全に歩けるように、床に障害物を置かないなどの対応をしているか
している ・ していない ・ 障害者雇用の際には徹底する予定
・視覚障害者が外出や事業所内の移動をする際に他の社員がガイドを行う体制ができているか
できている ・ できていない ・ 障害者雇用の際には用意する予定

雇用環境整備/適正事業者認定（公開版）の取り扱いについて

1. 本制度は、本機構の定める「雇用環境整備/適正事業者認定制度要綱」に基づき公開並びに運営されているものです。
2. 本機構が障害者雇用の推進並びに適正な雇用環境整備と判断した調査項目を公開する（非公開事項を除き原則原文のまま）。閲覧者又は育児・障害・エイジレス雇用のための環境整備のための参考にしていただければと思います。
3. 本申請者より申請があり、審査の結果、育児・障害・エイジレス雇用（申請科目により異なる）の促進を目指して、適正な雇用環境の整備がなされている又はその実現に努めていると判断された事業者を認定したものです。適正事業者とは関係法令に準じての適正値を保証するものではなく、雇用環境整備の推進・維持と本機構事業への賛同の意思を有し、本機構の求める雇用環境整備への前向きな取り組みや活動を行っていると考えられ、本機構が広く周知したいと判断した事象・事項・内容等を有する事業者を指します。よって本認定の取得があったからといって認定者が関係法令等に違反のない組織又は違反を行わない組織、及び法律に則った適正な運営を行っているかを本機構が保証するものではありません。認定者と第三者の間で生じた問題事項に関して、本機構は両者に対し一切の責任を負わないものとします。
4. 本制度でいう「育児者」とは満 12 歳未満の子を持つ者をいう、「障害者」とは身体または精神に障害を持つ者をいう、「エイジレス」とは満 35 歳以上の全ての者を指す。
5. 本書は認定事業者の許可・承諾を得て公開しております。育児・障害・エイジレス雇用（申請科目により異なる）の取り組みをしている企業・団体を探し就職活動をされている育児・障害・エイジレスのために、企業選択及び就業の参考になるよう公開することを目的とします。
6. ここに記載される内容と実情が異なっていることが発覚した場合は、認定は取り消され、本機構はその旨の公開をすることとします。
7. 本書に関する直接的な具体のお問い合わせは認定者の「雇用環境整備担当窓口（P1 参照）」へお問い合わせください。本制度に関するお問い合わせは下記「本機構」までお問い合わせください。

お問い合わせ先

一般社団法人日本雇用環境整備機構 TEL 03-3379-5597

〒160-0023 東京都新宿区西新宿5-8-1 第一ともえビル8F（オフィスタ内）

*本書類一式に記載されたすべての事項は本機構並びに申請者の許可なく無断転載・無断掲載をお断りします。